

世田谷区児童相談所の 運営状況について

令和7年11月14日

世田谷区児童相談所 河島 貴子

区の子童相談所の立ち上げの経緯

平成28年の児童福祉法改正 → 特別区も、児童相談所の設置が可能に。



平成29年度より、世田谷区は3年後の令和2年4月の児童相談所の開設を目指し、開設準備担当所管を設置して準備を開始した。

児童相談所：児童福祉法第12条で設置義務

- ・ 都道府県・政令指定都市は必置施設
- ・ 中核市等(含む特別区)は任意で設置可能
- ・ 令和2年4月に世田谷区・江戸川区が開設、7月に荒川区が開設して以降、毎年順次開設し、現在10区が開設している。

世田谷区の児童相談所

①所在地

世田谷区松原 6 - 4 1 - 7

【建物外観】



②電話

0 3 - 6 3 7 9 - 0 6 9 7

【周辺図】



③施設内部



相談室のドアの色と、
室内の椅子やテーブルの色を、同系色にレイアウト。



目的に合わせ、様々なかたちの相談室を設置しています。
相談室は全部で11室、プレイルーム2室、多目的室が2室、
会議室、他に医療相談室（医務室）、
被害確認面接室（併せてモニター室）などがあります。

和室タイプの面接室



心理判定室



カーペット仕様の面接室



四方対面型の面接室



来談者に合わせ、
様々なタイプの面接室を設置。

ソファタイプの面接室



令和6年度 相談の受理状況

【相談内容別受理状況】

養護相談	被虐待相談	1,696
	その他の相談	289
障害相談		297
非行相談	く犯行為等相談	12
	触法行為等相談	71
育成相談		18
その他		200
合 計		2,583

【虐待種類別受理状況】

受理件数合計				
	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
1,696	350	8	1,163	175

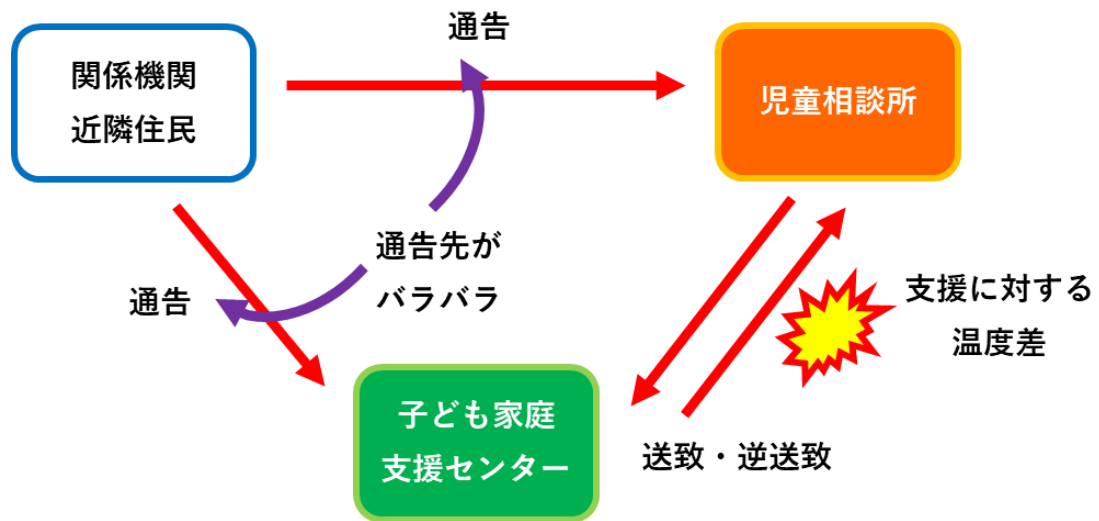
【児童相談所と子ども家庭支援センターの区分け件数】

受理件数合計	児童相談所	子ども家庭支援センター
	736	1,146
1,882	736	1,146

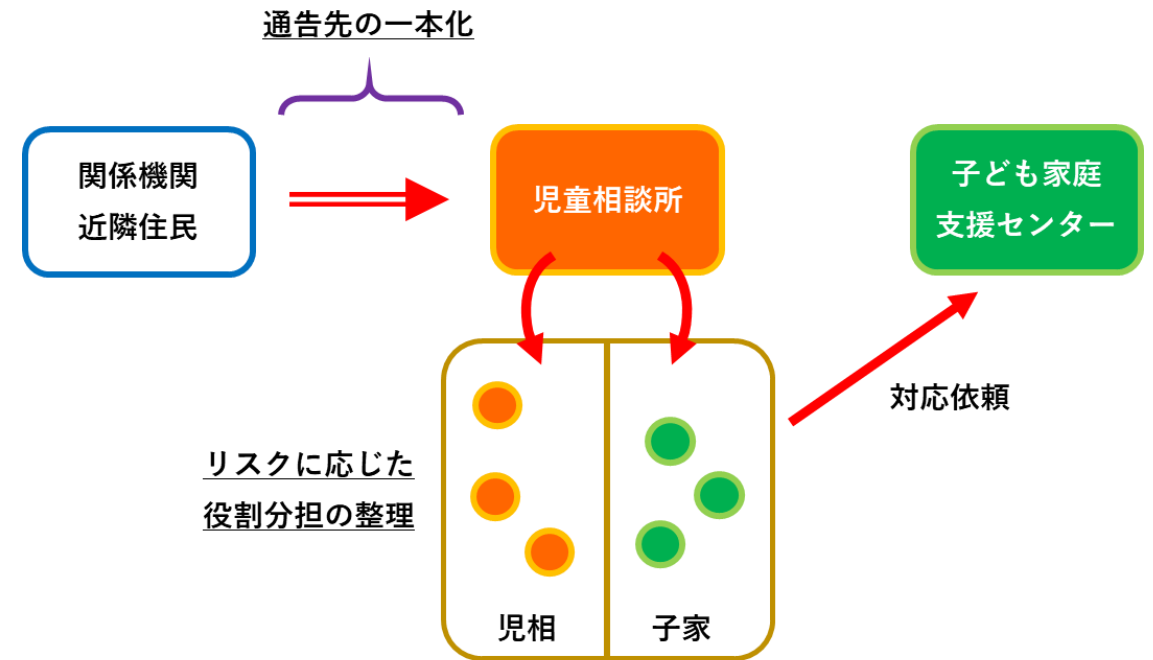
虐待非該当となったものを含む

子ども家庭支援センターとの一元的運用（区分け）

【これまで】



【開設後】



一時保護の状況

【区の児童の一時保護の件数】

(単位：人)

	2年度	3年度	4年度	5年度	令和 6年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和 7年 1月	2月	3月	計
新規保護児童数	145	123	155	154	15	10	23	16	11	10	9	12	16	7	14	14	157
保護解除児童数	131	127	145	148	15	10	14	25	17	10	9	11	14	8	10	23	166
月末時点の 保護児童数 (前月増減)	25	21	31	37	37 (0)	37 (0)	46 (+9)	37 (-9)	31 (-6)	31 (0)	31 (0)	32 (+1)	34 (+2)	33 (-1)	37 (+4)	28 (-9)	-

※一時保護所の定員 26名
(学齢男児12名 学齢女児8名 幼児6名)

児童相談所からみた最近の子ども達にみられる問題

- ゲーム・スマホ・タブレット依存
- いじめ・不登校・進学や成績の問題
- 居場所、仲間を求めて？
ト一横、パパ活、リスカ、オーバードーズ
- 親子関係・夫婦関係

上記問題は単独で存在するのではなく繋がりを持っている。また親自身の課題も影響している。

区が児相を設置して変わったこと

- **対象世帯に関する情報を迅速に収集できる**
適切なタイミングで、子どもや家族のニーズにあった支援を展開
- **児童相談所と子ども家庭支援センターとの連携がとりやすい**
区・地域のサービスへのつながりが円滑にできる
関係機関との情報共有がしやすい
虐待の早期発見・未然防止
長期的・継続的な支援
- **一時保護がスムーズ、柔軟に対応できる**
子どもの安全・権利擁護
試行的な登校・自宅への外泊

区がめざす児童相談行政

- 子ども家庭支援センターを中心としたネットワーク
区立児童館、区立保育所等区の子ども家庭支援機関を連携・サポート機関として位置づける
- 民間支援団体との連携
フォーマル、インフォーマルな支援を包括した支援
- 児童相談所と子ども家庭支援センターと一元的運用による
双方が持つ機能を組み合わせた支援
アセスメントの共有
ケース支援の役割分担
のりしろ型支援

みんなで子どもを守るまち・せたがや

児童相談所の機能

児童の生命と安全を確実に守るセーフティーネット、児童虐待対応の高い専門性

